

鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領

平成30年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市財務規則（平成4年市規則第8号。以下規則という。）第68条第2項から第5項までの規定による前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 規則第68条第2項、第4項及び第5項に規定する前金払（以下「前金払」という。）は、1件の請負代金額が500万円以上の建設工事及び建設工事の設計、調査、工事監理又は測量業務（以下「委託業務」という。）を対象とする。

(前金払の割合等)

第3条 前金払の割合は、次に定める範囲内とし、1万円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(1) 前条の建設工事 10分の4以内

(2) 前条の委託業務 10分の3以内

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負代金の額に対してすることができる。

(前金払の請求)

第4条 前金払を受けようとする受注者は、様式第1号の前金払請求書に保証事業会社の保証書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があった場合は、前金払請求書を受理した日から起算して14日以内に前金払をしなければならない。

(中間前金払の対象)

第5条 規則第68条第3項に規定する既にした前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）は、請負代金額500万円以上で、かつ、工期が60日

を超える建設工事を対象とする。

(中間前金払の要件)

第6条 中間前金払は、次の要件を満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前金払が支出済であること。

2 継続費等に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における工事」と、「当初の前金払」とあるのは「当該会計年度の当初の前金払」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第7条 中間前金払の割合は、請負代金の額の10分の2の範囲内とし、1万円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- 2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負代金の額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 部分払が認められている工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

- 2 前項に規定する対象工事の受注者は、様式第2号の中間前金払・部分払選択届を契約締結時に市長に提出しなければならない。この場合において、前項による選択について、当該選択届の提出後に変更することはできない。

- 3 前項の規定にかかわらず、継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前金払の請求等)

第9条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、様式第3号の中間前金払認定請求書(以下「認定請求書」という。)に様式第4号の工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第6条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、様式第5号の中間前金払認定調書により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、様式第6号の中間前金払請求書に保証事業会社の保証書を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により請求があった場合は、中間前金払請求書を受理した日から起算して14日以内に中間前金払をしなければならない。

(前金払及び中間前金払の額の変更)

第10条 市長は、前金払を支払った後、契約内容の変更により請負代金額が著しく増額した場合においては、その増額後の請負代金額に第3条第1項で定める割合(中間前金払を支払った後である場合は、10分の6)を乗じて得た額から既に支払った前金払及び中間前金払の額を差し引いた額の範囲内で、前金払及び中間前金払を追加して支払うことができる。この場合において、前金払及び中間前金払の支払を追加して受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証書を添えて、様式第7号の前金払・中間前金払追加請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 前金払の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負代金額が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前金払及び中間前金払の額に、変更後の請負代金額の10分の5(中間前金払の支払を受けている場合は、10分の6)を超えた

額（以下「超過額」という。）が生じたときは、請負代金額が減額された日から30日以内に当該超過額を返還しなければならない。ただし、市長は、この期間内に部分払の支払をしようとするときは、部分払の金額から当該超過額を控除することができる。

- 3 超過額が相当の額に達し、返還することが前金払及び中間前金払の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、市長と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知するものとする。
- 4 市長は、受注者が第2項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前金払及び中間前金払の使途制限）

第11条 建設工事の前金払及び中間前金払は、公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前金払の上限は、前払金額の100分の25とする。

- 2 建設工事の設計、調査又は工事管理に係る委託業務の前金払は、材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。
- 3 建設工事の測量に係る委託業務の前金払は、材料費、労務費、外注費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

(前金払及び中間前金払の返還)

第12条 前金払及び中間前金払の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 鶴ヶ島市建設工事の前金払取扱要領(平成9年3月31日市長決裁)は廃止する。

附 則 (令和2年4月1日市長決裁)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月16日市長決裁)

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日市長決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月19日市長決裁)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領の規定は、令和4年4月1日以後に契約したもののから適用し、同日前に契約したものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

前金払請求書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

責任者・担当者氏名
責任者・担当者連絡先

下記の前金払を鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領第4条の規定により請求します。

記

件名		
工事（履行）場所		
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで	
請負代金額	金 円	
前金払請求額	金 円	
備考		
振込先	金融機関・支店	
	口座番号	普通
	フリガナ 名義人	

【市及び受注者確認項目】

確認項目	確認内容	チェック
対象	前金払の対象である。（確認資料：契約書）	<input type="checkbox"/>
請求額	【建設工事】請負代金額（消費税込み）×0.4以内（1万円未満切捨て） 【委託業務】請負代金額（消費税込み）×0.3以内（1万円未満切捨て）	<input type="checkbox"/>
振込先	保証証書に記載された預金口座を記載している。 （確認資料：保証証書） ※保証証書は要添付。	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第8条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

下記の工事については、

中間前金払
部分払

を選択しますので届け出ます。

記

1 工事名

2 請負代金額

円

3 契約年月日

年 月 日

4 工期

年 月 日から
年 月 日まで

注意

- 1 契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。
- 2 この届出書の提出後に選択を変更することはできません。

様式第3号（第9条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円
摘 要	

【受注者確認項目】

確認項目	確認内容	チェック
対象	中間前金払の対象である。（確認資料：契約書）	<input type="checkbox"/>
申請時期	工期の2分の1を経過している。（確認資料：契約書）	<input type="checkbox"/>
進捗状況	工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている。（確認資料：工事履行報告書等）	<input type="checkbox"/>
経費支出	既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものである。（確認資料：請負代金内訳書等）	<input type="checkbox"/>
前金払	当初の前金払を受けている。（確認資料：経理資料等）	<input type="checkbox"/>

様式第4号（第9条関係）

工事履行報告書

工 事 名	工 事		
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	既施工済部分の経費÷ 請負代金額（%）
年 月		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
		差（ ）	
（記載欄）			

現 場 代理人	主任(監理) 技術者

注意

- 1 報告は、月報を標準とし、実施工程表を添付すること。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日 号

受注者 様

鶴ヶ島市長



中間前金払認定調書

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

【市確認項目】

確認項目	確認内容	チェック
対象	中間前金払の対象である。(確認資料：契約書)	<input type="checkbox"/>
申請時期	工期の2分の1を経過している。(確認資料：契約書)	<input type="checkbox"/>
進捗状況	工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている。(確認資料：工事履行報告書等)	<input type="checkbox"/>
経費支出	既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものである。(確認資料：請負代金内訳書等)	<input type="checkbox"/>
前金払	当初の前金払が支出済みである。(確認資料：支出伝票等)	<input type="checkbox"/>

様式第6号（第9条関係）

中間前金払請求書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

責任者・担当者氏名
責任者・担当者連絡先

下記の工事について、中間前金払の支払を請求します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日から	年 月 日まで
請 負 代 金 額	金	円
中間前金払請求額	金	円
備 考		
振 込 先	金 融 機 関 ・ 支 店	
	口 座 番 号	普通
	フリガナ 名 義 人	

【市及び受注者確認項目】

確認項目	確認内容	チェック
対象	中間前金払の認定がある。（確認資料：中間前金払認定調書）	<input type="checkbox"/>
請求額	【建設工事】請負代金額（消費税込み）×0.2以内（1万円未満切捨て） 【委託業務】対象外	<input type="checkbox"/>
振込先	保証証書に記載された預金口座を記載している。 （確認資料：保証証書） ※保証証書は要添付。	<input type="checkbox"/>

様式第7号（第10条関係）

前金払・中間前金払追加請求書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者氏名

責任者・担当者氏名
責任者・担当者連絡先

下記の前金払・中間前金払について、契約金額に変更が生じたので、鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領第10条の規定により追加請求します。

記

追加請求額	金 円	
件名		
工事（履行）場所		
工期（履行期間）	年 月 日から 年 月 日まで	
請負代金額（変更後）	金 円	
既前払・中間前払額	金 円	
備考		
振込先	金融機関・支店	
	口座番号	普通
	フリガナ 名 義 人	

【市及び受注者確認項目】

確認項目	確認内容	チェック
対象	既に前金払又は中間前金払がある。（確認資料：経理、支出伝票等）	<input type="checkbox"/>
請求額	次の金額から既支払済の金額を差し引いた額である。 【建設工事】 変更契約後請負代金額（消費税込み）×0.4以内（1万円未満切捨て） ※中間前金払があるときは、0.6以内（1万円未満切捨て） 【委託業務】 変更契約後請負代金額（消費税込み）×0.3以内（1万円未満切捨て）	<input type="checkbox"/>
振込先	保証証書に記載された預金口座を記載している。 （確認資料：保証証書） ※保証証書は要添付。	<input type="checkbox"/>